

- (57) Derselbe, a. a. O., S. 11.
- (58) Vgl. Martin Buber, Werke, Labmber Schneider, 1962, Bd. 1, S. 817.
- (59) Wilhelm Arnold, Bildungsziel: Persönlichkeit, Aufgaben einer humanistischen Psychologie der Gegenwart, Goldmann, 1975, S. 9.
- (60) Vgl. Derselbe, a. a. O., S. 7~8.
- (61) ノの点については註(1)に述べたまゝに totality, generality, ultimateness の折りの意義を科学との差において位置づけたデューライの考え方をいふ。
- (62) 清水幾太郎『社会学講義』岩波, 昭三九(十九刷), 110四~111四頁参照。
- (63) A~Dとして表示した他に集団構成としては「隣人集団」が考えられる。ノは一般的にはCとDの間などに考へる」とが可能である。厳密にはノのよハナ図には表示が難しいので、ノの集団形式は除外する」とにする(清水幾太郎『社会的人間論』河出、昭二五、二三一~一〇七頁、特に五一~五六頁参照)。
- (64) $y = |x|$ の場合Y軸を中心にして左右対称の45°の角度の線となつて放射するが、ノノではモデル図形を用いてのことなので、仮定的にノう書いておくものである。
- (65) 私はこの事を一九七七年アメリカ航空宇宙局(NASA)によって打ち上げられた惑星探索機ボイジャーI号(8月22日)、全II号(9月5日)により、惑星並びにそれをとりまく衛星の知見について天文図鑑が大きく書き変えられることを例にして補足してみたい。周知のようにI号は七九年に木星に接近してその衛星イオなどを観測、八〇年には土星に接近、衛星のチタンやレアなどを観測した。またII号も木星・土星を観測後、八六年に天王星、八九年には海王星を観測、後者では衛星トリトンにも接近して極低温火山の氷の粒子の噴出についても観測している。これらは全て従来の天文図鑑その他を年次的に書き換えるものであった。私はこの中でボイジャーII号による天王星観測を例にして考えた。惑星観測はそれまでは電波望遠鏡を駆使するとしても、全て地上から天体観測であった。しかしそれでは分らなかつた天王星の地軸が横になつてゐる」とをII号は発見したのである。なぜそうなつたかの原理的説明は簡単であるが、それまでの惑星の常識を破るものであった。観測された後の説明は簡単であつても、一九八六年以前の人智の総力を投じても未知であつた」とは明らかである。ノの年初めて人類に明らかになつた知識である。これによつて旧
- (66) William W.Brickman, Dewey's Social and Political Commentary; in Jo Ann Baydston (ed.), Guide to the Works fo John Dewey, Southern Illinois U.P., 1970, p.218.
- (67) John Dewey, The Early Weeks, 1882-1898, Southern Illinois U.P., 1969, Vol. I, p.237.
- (68) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 244.
- (69) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 229.
- (70) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 245.
- (71) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 244.
- (72) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 245.
- (73) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 243.
- (74) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 246.
- (75) Vgl. Derselbe, ebenda.
- (76) Vgl. Derselbe, The Middle Works, 1899-1924, Vol. 9, p. 111.
- (77) 「教育基本法」制定過程については註(45)に示した杉原の研究書に詳しいが、制定に重要な役割を果した田中耕太郎がカトリック信者である」とを思う時、その背後にマタ五・48があるように思われるし、宗教的要請としては可能である。
- (78) Jean Piaget, Où va l'Éducation, UNESCO, 1948, p. 86.
- (79) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 117~18.

- (11) 全上一六〇頁¹⁰。

(12) 飯塚銀治、片山清一『要説・新教育原理』、高陵社、昭四七、四七頁。

(13) 稲富栄次郎『新・教育原理』福村、一九七一(七版)、七一～七二頁。

(14) 海後宗臣『教育原理』(海後宗臣著作集第一巻)、東京書籍、昭五十六、一一九頁。

(15) 全右¹¹八頁。

(16) 全右¹²一三〇～一三四頁参照¹³。

(17) 森昭『現代教育学原論』(國土社)、一九六八、一〇八～九頁(なお本書は現代教職課程全書シリーズの第一巻として刊行されたものであり、序文(一頁)からも明らかなように「教育原理」として執筆されたものであるが、単に学生向けのテキストとしてだけでなく高度の研究としての意図が右の書名になったものと思われる)。

(18) 全右¹³一〇九頁参照¹⁴。

(19) 全右¹⁴一〇九頁参照¹⁵。

(20) 全右¹⁵一〇九頁。

(21) 全右¹⁶一〇九頁。

(22) Descartes Oeuvres et Lettres (textes présentés par André Bridoux). Gallimard, 1953, p. 274.

(23) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 147 f.

(24) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 137.

(25) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 126.

(26) Platonis Opera (ed. by John Burnet), Oxford, 1972, Tom. IV, Politeias, VI, 494 a. 4.

(27) Vgl. Max Scheler, Philosophische Weltanschauung, Lehnen, 1954, S. 5.

(28) Pascal, Pensées, Garnier, p. 94 (§ 77, 78).

(29) Descartes, a. a. O., p. 126.

(30) Pascal, a. a. O., p. 363 (§ 348).

(31) Derselbe, a. a. O., p. 362 (§ 346).

(32) ユーハ・ホーフ・ハーナー『人間の尊厳について』(植田謙郎訳)創元社、昭二五、八頁。

(33) 全右九頁。

(34) 全右¹⁷一頁。

(35) Kants Werke (Akademie Textausgabe). Waltes de Gruyter, 1968, Bd. VI, S. 227.

(36) Kants Werke, Bd. VII, S. 127.

(37) Kants Werke, Bd. VII, S. 429.

(38) Vgl. Kants Werke, Bd. V, S. 76～81.

(39) Kants Werke, Bd. V, S. 421.

(40) Derselbe, a. a. O., S. 437.

(41) Personに対する「人格」という訳語の成立については、小倉志祥「人格の意義」(金子武蔵編『人格』、理想社、昭四九所収)、一一〇～一頁以下参照。

(42) 「和辻哲郎全集」、岩波、昭三八、第十七巻一八九頁以下参照。

(43) Thomas Hobbes, Leviathan, Part 1 and 2. The Library of Liberal Arts, 1958, p. 132.

(44) Derselbe, a. a. O., ebenda.

(45) 杉原誠四郎『教育基本法の成立』、八六～九六、一〇〇～一七〇頁参照¹⁸。

(46) 全右九一頁。

(47) 田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣、昭三六、七六頁。

(48) 全右七九頁。

(49) 杉原前掲書九一頁¹⁹。

(50) Vgl. Thomas Aquinas, Summa Theologiae (Latin text and English translation). Blackbriars, Vol. VI, p. 40. f. (ルーヴル・アクナス『神学大全』(三田訳)、創文社、昭三六、第三弔四〇頁以下参照²⁰)。訳語は神学的術語を含むので大抵山田訳によるが、忠田は訳したままである²¹。以下(訳)と略す。

(51) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 52. (訳五〇頁参照²²)。

(52) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 58 f. (訳五八頁参照²³)。

(53) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 80. (訳七九頁参照²⁴)。

(54) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 58 f. (訳五七頁以下参照²⁵)。

(55) Vgl. Derselbe, a. a. O., p. 42. (訳四一頁参照²⁶)。

(56) Vgl. Georg Kerschensteiner, Das Einheitliche Deutsche Schulsystem, Ordenbourg u. B. G. Teubner, 1970, S. 10f., u. Derselbe, Die Seele des Erziehers, R. Ordenbourg, 1965, S. 107 f..

の尊重と強化とを目的としなければならない」と訳している。相も変わらず「完全」などという、「完成」とともに、教育では凡そ不可能な文辞を弄しているが、(1)に「the full development of the human personality」は、フランス語同様教育基本法の「the full development of personality」に「the human」を付加しただけである。人類共通の理念を敗戦国の教育法が先取りしているのは、世界的普遍性という点で評価されるべきであろう。

また「人格」についての心理学からの先駆的な研究者にはK・レビン、スタグナー、オルポート、A・マレー、ロジャーズ等を挙げる」とができるが、右の条文を重視してこれを取り上げ、心理学的立場から内容を吟味し、強く人間教育の目的として主張したのはジアン・ピアジェである。彼はこの条文を「知的かつ道徳的な自律性により行動できる個人を形成し、相互性の規則を尊重する故に、他人のもつてゐる自律性を尊重する個人をつくりあげることであり、この相互性の規則が人それぞれの各個人の規則を正しいとするものである」と規定し、人格の自律性を人格を十全に発展させるとの前提とする。そしてこの条文を十分に生かすために道徳的制約を権威主義的に押しつけることなく、実際に体験することと自由に研究することを不可欠としている。「人格」の「完成」はないが「発展」していくものと捉えるならば、ピアジェのこのようないふたつの見解として参考になるであろう。

凡そ教育を考える場合、教育的現実としての学校教育を中心とした実践の領野を無視して立論することはできない。技術、方法の創意工夫による成果の向上はそれなりの評価がなければならないし、その実践活動の意義は現にある。これを承認した上で、これのみに限定されないとこ

ろに教育の意味があり、それを捉えるとの難しさがある。教育の全体構造を存在論的に考察することにより、私は教育の本質と目的の構造が明らかになり、現実に対する意義、将来への期待的可能性が明らかになるものと考える。これを解明する手立てを形成作用の時空の交点、絶対的な意味での無即有、有即無としてのゼロポイントにある人格に指定し、以上のようにみたのである。

註

- (1) (1)の点については totality, generality, ultimateness の哲学的意義を科学との差において位置づけたデューリーの著「人をもとへる」(Vgl. John Dewey, The Middle Works, 1899-1924, Southern Illinois U.P., 1980, Vol. 9, p. 331-342.)。
- (2) Immanuel Kant, Vorlesung über "Pädagogik,"; in Ausgewählte Schriften zum Pädagogik und ihrer Begründung (besorgt von Groothoff, H.H., u.Reimers, E.), F. Schönigh, 1963, S. 9.
- (3) Derselbe, a. a. O., S. 11.
- (4) 久米幸雄他編『日本教育論争史録』第三巻現代編（上）、第一法規、昭和五五、三一～四一頁参照。鈴木英一編『教育基本法文献撰集－教育基本法の制定』第一法規、一九七七、堀尾輝久編『上上2教育の理念と目的』一九七八参照。杉原誠四郎『教育基本法』協同出版、昭四七、二一～二六頁参照。なお「人格の完成」「人間性の開発」についてとその最終決定に至る研究としては、杉原誠四郎『教育基本法の成立－「人格の完成」をめぐって』、日本評論社、一九八三が参考になる。
- (5) 前掲『日本教育論争史録』三八頁。
- (6) 全右三九頁。
- (7) 前掲『教育基本法文献撰集』一五九頁。
- (8) 全上一五九頁上。
- (9) 全上一五九頁下。
- (10) 全上一六〇頁上。

大成されていくデモクラシーについての考え方の基準が示されているとみる」とがでかるようにも思われる。課題に関連する部分についてのみ見るならば、デューイはデモクラシーを成立させる基本条件として「それが真にデモクラシーである限りで (so far as it is really democracy)⁽⁶⁷⁾」倫理的かつ創始的 (initiative) な個人主義 (individualism) に基づくものでならなければならないとする、何故ならデモクラシーにおいては、人間各個人は個人以上の何か、即ち人格 (personality) であることが要請されるからである。⁽⁶⁸⁾ デモクラシーは確かに多数者によるルールの確定であり、集団の規範であることが本質をなす点であつても数を頼んで全てとするわけではないので政治上最も困難な政体である。⁽⁶⁹⁾ それ故にデモクラシーは個人から出発し、その理念を人格において実現しなければならないのである。実際にデモクラシーにあつては、そこに確定した法は、デューイによれば、法の客観的表現であるばかりか、人格こそが最高にして唯一の法である。⁽⁷⁰⁾ かくデモクラシーにおいては人格が最初にして最後の現実であるふうになると、それはデモクラシーは人格を人間性 (humanity) と同じく普遍的原理とするからに他ならない。正にその特徴は人間が人格的責任と個人的創意において行動するところにあるが、それは個人の中に無限にして普遍的な可能性があることを保証してくるからである。我々は身分的に固定された存在ではなく、王や聖職者にさえなれる可能性を持つてゐるのである。⁽⁷¹⁾ このように平等であることが真の人間性の理想であり、デモクラシーの生命である、かくてデモクラシーは単に出発点ではなく、将来に実現される理念となるふう。⁽⁷²⁾ このようなデューイの初期のデモクラシー思想は、その後彼の教育哲学に生かされていくのであるが、人間が人格的存在として可塑性をもち成長していくといふに教育の本質があるという時、彼の人格觀はカント

に代表されるドイツ哲学のそれと異なった次元を提出するであろう。そしてそこには「the full development of personality」をスムーズに承認するエートスがあつたとみるとができるであろう。わが国の教育の現実を考える際逸してはならない問題である。我々は単に合理論的視野からのみでなく、かかる視座からその法における「人格」の概念について考える必要がある。

そしてこれが第一の期待的展望に繋るのである。教育における「人格」の位置はデューイに代表されるプラグマティズムの思惟においては、「the full development of personality」をもつて教育的に可能とするといふにあふると解することができるし、また宗教的には要請可能であつても、教育的にはどう見ても成就不可能な「人格の完成」を越えて、直接に承認できるものである。しかも世界史的に画期的に意義があるものと評価されなければならない。ところは『教育基本法』が制定された一年後『世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights., Déclaration Universelle des Droits de l'Homme, 1948)』が公布されたが、その第一六条第一号の前段には次のように記載されているからである。

2. Education shall be directed to the full development of the human personality and to the strengthening of respect for human rights and fundamental freedoms.

2. L'éducation doit viser au plein épanouissement de la personnalité humaine et au renforcement du respect des droits de l'homme et des libertés fondamentales.

」れをわが国では「教育は、人格の完全な発展と人権及び基本的自由

なのである。ただいりやは「個」としての人間の基本的条件としての「人格」の位置を確定する」とことじめている。行論上関係において示される「人格」の意味を索定するのは次の課題である。いのよる限定において私は「人格」の位置を定位するとともに、「人格」には「完成」がないというのも論証し得たようと思ふ。かくて「人格」に「完成」がないとするならば、「人格」には何が要請されるのであらうか。これを解く手掛りは許可のため占領軍連合国最高指令部（G H Q）に提出された英文教育基本法（Fundamental Law of Education, Law No.25, 31 March 1947）の第一条である。その全文は、

ARTICLE1. Aim of Education shall aim at the full development of personality, striving for rearing of the people, sound in mind and body, who shall love truth and justice, esteem individual value, respect labor and have a deep sense of responsibility, and be imbued with the independent spirit, as builders of a peaceful state and society.

full development of personality^くは何の抵抗もなく了解されたのである。図Vにおいて最終的に示した私の理論は未来予量においてXといふ未知量が残る故に、「人格」の「完成」はなく、「発展」乃至「展開」があるとしたが、論理的には英文教育基本法案第一条の「the full development of personality^くと照応する。否、これを証明したとも言えるであろう。邦文の当該部分をこれによつて適切に字句修正を行い、教育の最高目的をより具体的にすぐりであると考える。

といふのはこの「the full development of personality^くにわが国の現実の教育を考える場合、反省的認識と期待的展望の両面があるからである。前者において「人格」を考える際、視座の移動が求められなければならない。人格を「完成」の視点からみる場合、その見方の根底には、キリスト教的な世界観、更にはカントの人格觀などがあるとみられるのは否定できない。本法成立の思想的状況からは容易に推察できるところである。しかしこの条項を無修正で許可したG H Qの側からは別の視点を考えなければならない。「full development^くとしての「人格」である。合理

論の系譜で構想される人格觀と自ずと異なる、経験論に基づく人格觀がそりにあるのを見ないわけにはいかない。しかもそれは建国以来の自由と平等の尊重に裏打ちされた民主的人間觀によるのであり、敗戦後のわが国の教育を指導した原理である。その中心にあつたのがジョン・デューリーの教育思想であることは改めて言うまでもない。よつて彼の視座から「人格」を見るものこれに対する一つの解となろう。

ブリックマンは「デューイの知的發展を画する標石は一八八八年¹¹ハガ大学の哲学会でなされた講演「デモクラシーの倫理（The Ethics of Democracy）」であった」と語つてゐる。⁽¹²⁾これは彼の哲学を構成する基本要素が内蔵されているとも読める」、『Democracy and Education』（1916）

られる。 $\chi = V - V'$ であるから、 r, r', d, d' の表現では、

$$\chi = \frac{1}{3}\pi \left\{ r'^2 d^2 - r^2 (d + 2r) \right\} \dots \dots \dots \quad (3)$$

となり、 r 、 d のみでの表現では、

となり、d、 θ の表現では

となるであろう。

人間の未来予知に χ がある。この χ に挑戦し克服する努力をすると
ころに人間の真姿があると言うべきであろう。⁽⁶⁾ P が、P となつた時そこ
にも、 χ があるであろう。モデル図形で不備であるかもしれないが、こ
の χ が、たとい人間の知識が加速度的に進歩するとしても、何時の時
代になつても残るのは否定できないであろう。たとい人間が個としては
死にゆく存在であつても、 χ に可能性を求める、未来を予量しつゝ、時
間とともに倒立円錐体の内実を拡大しようと生きていくところに人間の意
味があるのである。

は理念として構想されるとしても、現実の教育においては見聞不可能な虚像であるにすぎない。それ故に教育の目的として「人格の完成」を目指すという設定は、最終的に否定された「人間性の開発」より論証不能であり、目的とすること自体無意味である。達成不可能なものを目的として強要するのは、たとい「形成」と読み換え操作を行なおうとも、虚妄である故に、根本的に考え方を直さなければならない問題である。

かくて私は図Vにおける点Pをもつて動的なものとしての「人格」の位置として定位する。それはゼロポイントとして、絶対的な意味で時空的に無即有、有即無としての「場」でもある。そして例えば円Dをもつて教育的空間、「場所」とする。その広がりはアナロジカルにさまざまに呼称可能であるが、Pを「人格」としてこれを「性格」とすれば、これを教育可能な対象として「人格」の教育をあり得ないとしたブーバーの説に近接するであろう。いずれにせよ「人格の完成」は哲学や宗教には理念としてあり得ようとも、教育においては如何なる意味でもあり得ない、というのが私の結論である。

五
結
語

絶えざる進展に可能性を求める、未来を展望して生きていくことに人間の意味があるとするならば、そこには実質的に完成の図形はない。生々と続く発展があるだけである。〈人格〉はこれを展開し統御する中核である。従つて〈人格〉に〈完成〉という構図は成立しない。あるとすれば未知に向う〈発展〉乃至〈展開〉だけである。そこで結論的に言うならば教育においては〈人格の完成〉はあり得ないし、生起するものでもない。〈完成〉された乃至される〈人格〉は哲学的または宗教の世界で

「人格」は、人間とは何か、に答える中心に位置するものであり、それは「我」の自覚において切実に認識されるものである。人が人が人間であることとは、自らを自我と自覚することにおいて、唯一不二のかけがない存在であることの自覚において主体化されるものである。カントに従つて言えば、それは人が「人格」としてあることの要請は「尊厳」であるからに他ならない。しかもこの「人格」は「個」としての人間が相互主体的に関係をもち、交渉する時、現実世界の実践的主体としての側面を表現するのである。「人格」は正にこの二つの面をもつ故に人格

その交点ゼロポイントにおいて位置づけ、支え、しかもそれ自身として現象することのない本質としてある故に、これを「人格」と言えるのは、図Ⅲの二次元的Pを三次元的世界に具体化したからである。ここに「人格」の位置は確定されたと言える。

しかしこれによつて点P=人格の問題が解決したわけでない。これでは「人格」の位置を過去との対応で示したにすぎない。「生成」といへ「形成」「作用」と言われるものは現実に働きかけつつ、未来予量的なものである。図Vで言えば、斜線で示したD面をもつて自らの存在を表明しつゝ、未来展望をもつて現在に生きている姿ということにならう。この場合の「未来」を、まだ来ないもの、将に来たらんとするもの、到来するもの等々さまざまに時間論的に言えるであろう。またその「未来」をこれから到達するもの、または向うからこちらへ向つてやつて来るものとも捉えられるが、それは未来観の立場の相違であり、全て自己との関わりにおける措定である。しかしその際未来を現在の時点からどのように措定するかは不明である。それなら未来を捉えるにはどうすればよいのであろうか。また未来を予量的に展望すると言つても、そこに限界があることは予め認められなければならない。

その上で未来を展望し、これを予量すると言ふ場合、人は現在自分の所有している知識の質量の全てをかけて予量するのが一般であろう(この場合この「自己」を個人、社会、人類、という単位でさまざまに考えられるであろう)。とするとその知識の質量はOからPまでのY軸の時間的移動によつてX軸上にa'bの角度をもつて拡大した円Dで表現されることになる。そしてPを中心とした半径(aまたはbまでをrとして)をもつて描かれる円の円周が知識の最大限となる。このrをもつて円DのY軸上に半円を描けば点Fを得ることができる。図Vに点線で示しているが実

体は円錐に載つてゐるのであるから半球である。かくD面は時間的には円錐としての過去を負いつつ現在を表現し、同時に予量される未來の半球の底辺として現在を表現することになる。古来アウグスティヌス、ライプニッツ、フッサールまたは西田らにより説かれた過・現・未の統合としての時間は全て線分であつたが、ここに示された半球頭接倒立円錐像は仮説的モデルながら、空間面を同時に把握した実体的なものとして意味があると考えるものである。それは正に入間そのものである。これを初等の数式をもつて示しておく。O-Pをdとすれば、条件は、

$$\tan \theta = \frac{r}{d}, \text{円錐} = \frac{1}{3}\pi r^2 d, \text{半球} = \left(\frac{4}{3}\pi r^3\right) \times \frac{1}{2} \quad \dots \dots \dots \quad (1)$$

であるから、図Vにおける半球頭接倒立円錐像の全体積Vは、

$$V = \frac{1}{3} \pi r^2 (d + 2r) \quad \dots \dots \dots \quad (2)$$

である。Pにおいて過去を負い未来を予量する姿勢により、人間と未來の関係が明確になるであろう。即ち半径rのY軸上の位置、点Fは時間が経過すれば到達可能な点である。その時、a'F'bには円Eが現在として表現され、点Pは点Pに移動するであろう。これを予量したのが図Vであるが、円Dに頭接する半球と円Eの間にχで示される未知量が必然的に残るのは否定できない。マイクロ・エレクトロニクスによるコンピュータの高度開発等により人智が如何に進もうとも、人間の未来予量にχの未知量が残るのは否定できないであろう。そこである故に人間には進歩の可能性があるとも言えるのである。そこに図示された未知量χを含むところに人間の未来予知の実態があるということになる。従つてFにつくられる底辺を円Eとした円錐の体積、V(O-F(P))をd', pを中心とした半径をrとして)から(2)のVを引けばχが求め

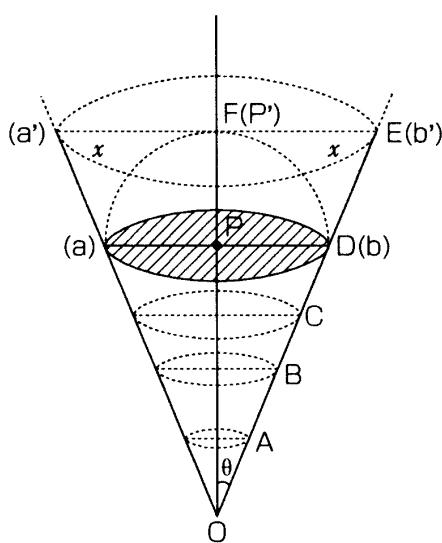


Fig. V

体は倒立円錐体である。その際BにはAが、CにはABがそしてDにはABCが内包されているのは自明であり、これによって、Oを個の誕生として生起する円Aのゼロポイントに位置していたPは時間の経過により、順次円Dまで緯線上を移動していくのが理解されるであろう。但し図IVは図IIと図IIIを三次元的に立体的に捉えた、Dを中心とした人間存在の仮説的モデル図形にすぎない。しかもこれは過去から現在までの図示であるから、その人間の歴史的説明にすぎない。人間存在はいま、ここにという実存的境位において過去を孕み、

未来を志向する主体的存在であり、アウグスティヌスやライプニッツの時間論をまつまでもない。要はかかる現在においてOからDまでの過去を負いDの彼方の未来を予量しながら、他の如何なるもの

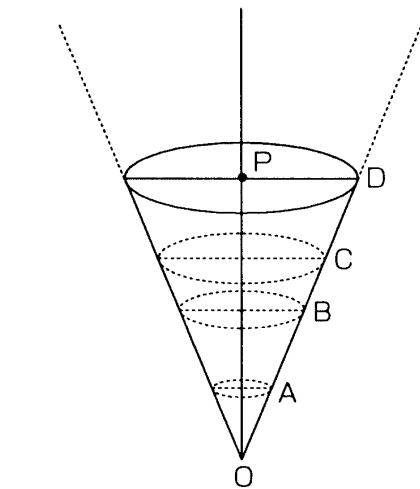


Fig. IV

それは図IIIの同心円的拡大に時間的経過を図IIに表現することによって得られる。即ち図IVのようになる。実

我々が人間としていま、ここに実存的主体として自覺的に在るというのには、この図で云えれば、点Pを中心に斜線を入れた部分においてあると言えるであろう。もちろん図示はあくまで仮説的モデルであって、全てを言い尽くすものでないのは当然である。その上で斜線で示したD面を抽出すれば、単なる円とみられ、図IIIのD円と同一視されかねないが、質的には（図形から）全く異なるものである。言うまでもなく、O—PはY軸上での時間の経過、Oを基点とたa b角によって示されるY=ーに類似の線は時間の経過にともなつて示されるO—D間を経た空間の拡大である。空間の拡大を価値的に見るならば、一切の意味をこめて知識の量の拡大ということもできるであろう。Pを中心として角a O bで示される倒立円錐体における円Dは、かくてOより円A・B・Cによつて支えられてあるということであり、そこにおける時間的経過は広い意味で歴史に支えられてるので、歴史的現在の表出とも言えるであろう。そしてそれはまた現在の事として社会的事実が現象する場所であり、教育的には教育的現象が生起する教育的現実の場所もある。この面から見れば、O→Pは人間の生成過程であり、そこに教育が行われているという事実、即ちA・B・C・Dの各段階における自己による形成・作用が行われることにより、Pを中心としてD面を底辺とした倒立円錐体は、単なる個人的意味を越えた歴史的・社会的存在としての人間の内実の表現ということになるであろう。その際Pは时空的に現象する人間を

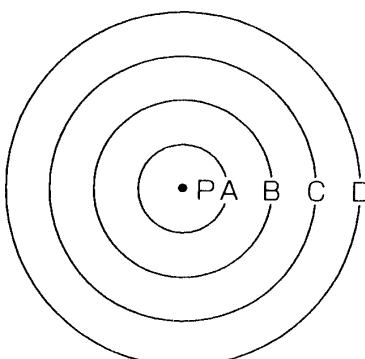


Fig. III

置するゼロポイントがPにとつてどのような意味があるのかを説明することはできない。単にこうだと示したのみで、具体的な説明はできない。これでは形成＝作用という教育の事実を時・空・間に於いて動的に示し得ない。教育は $S = f(a, b, c)$ として函数的に動的であることによつて教育的価値の実現を可能とするのであり、この時SにおけるPの意味も明らかになるのである。けだし教育の事実を静的に記述するなら、全て成り果の記述であり、その所産の価値づけは教育史の範疇に属することになる。教育は世界観・類型論的に種々の立場を想定できるが、それらのいずれも、作用としては現在という場で行われ、それぞれに価値形成的に未来予量が行われる。それは形成の次元からみれば、過去の歴史的事実（文化や伝統も含めて）の上に展開される現在から未来へ向けての動的な行為連関である。従つて図IIのPを動的なものとして位置づけ、形成＝作用を同時に把握できるようにしなければならない。動的とは時空同時に見られるものでなければならないが、そのためには一つの操作が必要である。作業としては空間の面から始めなければならない。

人間は個であると同時に集団の構成員である。両者のいづれかに力点をおくことによつて世界観的境位が力学的に定位されるであろうが、今はこれを便宜的に社会集団の基本形式を用い、それらと関わりなく、課題解決の方向にのみ限定してこれをしていくものとする。集団の構成についてもまた直接的と間接的、全体的と部分的、また実体的、未分化的、封鎖的、自然的と機能的、分化的、開放的、人為的等の型の対立的構造が

あるのを配視しなければならないが⁶²、これを承知の上で捨象し、素朴な形での集団の同心円的拡大としてのみ仮説的にその場を設定する。図IIIはその最も簡単な表示である。ベースとしては人間の成長段階に合わせての空間的拡大である。それは人間として誕生し成長していく場所を基準として順次(A)家族集団→(B)遊戯集団→(C)学校集団→(D)職業集団→…と同心円的に生活空間がPを中心としていくものである。もとよりこれは基礎的社会集団を極端に簡略化したものであつて、社会的関係における行為の力学的相互作用等は一切捨象してあるが、空間拡大の圖法としては一応許容されるであろうと考える。ただこの場合集団による空間のAとかDとかの拡大は、全てPの延長として属性的に考へることによって人間化されるのである。Pを中心として広がりをもつのが空間的存続として捉えた全体の人間であるならば、Pはその延長した広がりを統合する中心であるから、人間の存在を支え保証する「人格」と措定することができる⁶³と考える。Pを「人格」とするなら、そして図IIで示したように入間が時空的な交点即ちゼロポイントにおける存在であるならば、人格としてのPの図IIIにおける空間的表示は、これを時間性の中に組み入れることによつてこそ、はじめて全体的、具体的な人間像のモデル図形となるのである。このためには、図IIIから時間性を読みとらなければならぬ。Pを中心とした集団が二次元空間では平面的拡大において同心円的であるが、この事を時間的側面からみるならば、A円からB、C、D円に至るまでの時間的経過があるのに注目されなければならない。要はA円からD円に至るまでの時間による空間の拡大をどのように図示するかである。図IIIの空間的拡大を時間的経過と併せて捉えることにより、図IIのゼロポイントにおけるPの静止的把握は、三次元空間に動的に表現されることになるのである。

れを動的に表現するには $y = f(x)$ の函数式で表せる。即ち $S = f(a, b, c)$ という方程式としてである。ここに $S = P$ では捉えられない動的なものが得られるであろう。教育をこのように動的なものと捉えながら、主体 (S) である人間を存在論的に位置づけるならば、課題の「人格」への通路も開いてくるであろう。

存在を存在論的に問うことにより、問い合わせの基礎概念が明確になる。現実にある存在者を通して存在が顯わになるとは、存在の基本構造が明らかになることである。教育哲学が教育諸科学を論理的に支える基礎学であるという時、その基礎学は右の要件を充たすものでなければならぬ。これによつて現実の教育が明晰に自らの使命を実現できるのである。「人格」への問は根源においてこれを充足するものである。さて既にみたように、「人格」の教育上からの觀方には二つの対立的見解があつた。両者の正否を論ずるものではない。考察によつていづれが正かは明らかになるであろう。ここでは思想史上の諸説の検討よりも、私自身の理論を提示することにより、正否を判定するとともに、動的なものとしての展望を与えるものである。このための方法的手続きとしては、作業仮説的ではあるが、形成 \parallel 作用の時空形式を図式的に記述することにより、單に言語的理論による証明だけでなく、初步的ではあるが、数式による証明によつても答えるものとする。

「人格」という場合、倫理学と心理学

の定義では必ずしも差異があるのは認めな

• P

Fig. I

ければならないが、ここではカント的な意味を含めながら、人間の自我の意識の中核にあるもの、人間を人間として統合するものとみておきたい。従つて今仮に

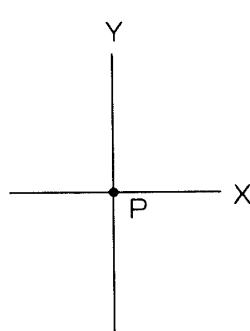


Fig. II

意味を含めながら、人間の自我の意識の中核にあるもの、人間を人間として統合するものとみておきたい。従つて今仮に

人間を存在として図示するように求めるならば、最も初歩的な表示の仕方は、図Iにみられるように、無限定な二次元空間の中に点Pとして任意に表されるだけであろう。しかしかかる図示は本来的には無意味である。ことの任意な位置づけはあつても、物件的表示であつて、生ける具体性は何一つ表現されていないからである。無限定な空間に面積をもたない位置を示しただけであるからである。人間は、他生物と同じく、個・種・類の連関の中にある。人間が違うのは個としての自己を自覚することにより種・類を意識し、そこから再び個としての自己を認識する能力をもつてゐるということである。その自覺とは、生まれていま・こにあるということと死への予感である。つまり個としての彼が生誕から死亡までの有限な存在であるということである。有限な時間の中にあらざることである。従つて彼はまず生から死への存在という限定をうけている時間的存在としてあるわけである。当然これは同時に空間的存 在としての位置を具有しているものである。とすれば当然時間・空間においてあることである。その交点に自らがあることを示す。図示すればX軸(空間)とY軸(時間)との交点に即ちゼロポイントに彼はPとして位置づけられるであろう。Pは即ち人格であり、その所在がゼロポイントである(図II)。これは人間が時空的存在であることの表示であるが、単に人間はかくなるものと常識的に図式化したものにすぎない。な

ぜならこの図示には少くとも二つの欠点があるからである。確かに人間がいま・ここという実存的瞬間に於いて時間と空間の交点、ゼロポイントにある存在として定位はできたが、それは依然として $S \parallel P$ としての静的説明にすぎない。Pが位

ようとするには明らかに心理學的であると言わなければならぬ。それ故「人格」は教育目的の対象となることができる。しかしここからは目的とする「人格の完成」の圖式は現われて來ない。そこで以上の三者それぞれの考え方を參照しながら、教育における「人格」の位置を確定するとともに、その「完成」が教育によつて可能であるのかどうかを検証しなければならない。

〔二〕 一般に教育哲學は日常的に現にある教育の事実の基本的構造を、〔人間の生成から形成への課題性において捉え、これを哲學的に解明して、将来への見通しを与える、現実を見極めようとするものである。そこに行われるものは根源的・全体的把握であり、普遍的なものへの志向でなければならない。〕といふのは教育諸科學が教育が行われている現実を経験的事実として把握し、そこに支配している因果關係の究明とその法則性を検証するのを任務として持つてゐるのに対し、教育哲學はこの事實を認めつつ、これら全体を支配する教育における形成作用を根源的に解明するのを課題とするからである。そこには教育における課題と方法、當為や価値を統合的に問う課題性があるからである。それは事実としての教育の構造（所与）と未來志向的な教育のあり方（課題）を全体的に問うことであり、存在と価値の統一的把握である。これを課題とする限り、現象の背後にある根源的なものを常に課題意識としなければならない。教育哲學は教育諸科學を成立させる根拠を解明することを第一義としながら、困難ではあるが、その研究成果を全体的・統一的に総合し、教育実践に対して全体的、窮極的な理念を構想し、その展望を与えるものでなければならない。私はこの構造を、たゞ背後に厳密な學的吟味があらうとも、それが常に日常的現実に行われるという事実がある故、單に教育的現実として自覺という名で抽象化することより、

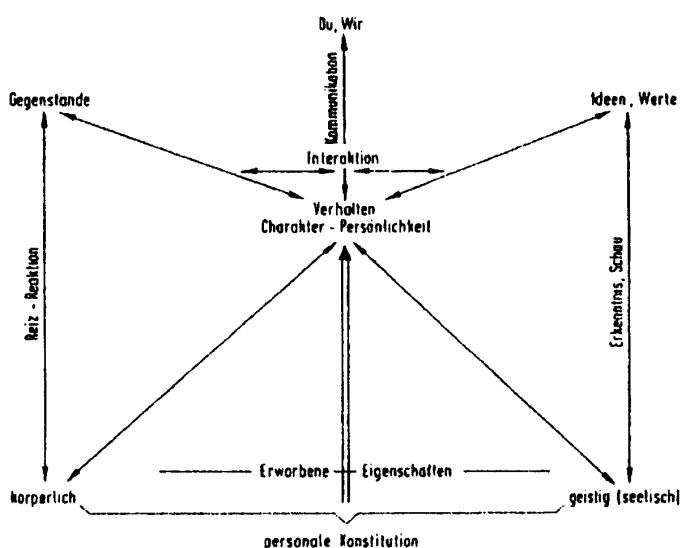
高められた常識として日常的世間に還元的に措定してみるものである。形成と作用を動的に統合的に捉えてのみ現実に答えるものとなると考えるからである。そしてここから「人格の完成」に対し一つの解を与えるとするとものである。これには右の教育哲學の課題性から必然的に答えなければならない。といふのはこれに答えるためには当然人間存在の全體的・統一的把握が要請されるからである。人間とは何かを問えば、必ずと「人格」の概念が問われるであろう。教育を形成・作用の統合として存在論的に考えていけば、「人格」の「完成」が教育において可能か否かの問題に至り、これに対する解答を避けることはできない。課題への通路がここにある。

事は教育における人格の問題である。そのためには「教育」の基本的認識が問われる。即ち我々が教育的現実として教育を自覺化するという時、教育という事実を辭典的定義で云々することはできない、なぜなら形式論理的に主語 \equiv 述語の關係で $S \equiv P$ と等式化して静的、抽象的に理解しても課題には何の意味もないからである。教育は「教材」という授与価値体系を媒介とした非対等の行為的連関であり、形成作用を時間・空間の構造で動的に捉えなければならない。一般に教育作用の主体は被教育者でなければならない。確かに価値授与の面からみれば、彼は客觀的存在である。しかし彼はその価値の単なる蓄積者ではない。彼は教材を通して得た価値を道具として新たな価値を創出し、自己形成を図ることともに、新たな文化を創造的に担つていく者である。つまり彼はその教育的連関で学習という面からみれば、人間は主体（S）である。教授—学習の連関で彼が自ら實現していく教育の成果は、彼自身の資質（a）、彼が人間として成長しつつある広い意味での環境（b）そして彼が受けれる教育（c）の複合作用によつて決定されると言つてよいであろう。こ

得ないものである。従つて結論的には彼の場合は「人格の完成」は教育によつては不可能であり、あり得ないことになる。

兩者がみたように全く相反する人格觀を述べているのは、それぞれの教育思想の相違によるとしか言いようがなかろう。しかし「人格」は立場が違つといふ理由で、このように両義的に解釈が可能なのであろうか。またブーバーの場合のように、「人格」と「性格」を分けて考えるのがよいのであろうか。その言ふところは分るが、これらの中間に位置するような「人格」の考え方はないのであろうか。少し古いことではあるが、一九七四年カナダのモントリオールで国際心理学会が開催され「人間のた

・L'homme à la rencontre de l'humain
・Psychology: Man and the Human Conditions
・Der Mensch auf dem Wege zum Menschen.



めの心理学 (humanistische Psychologie)⁽⁵⁹⁾ が討議された、仏・英・独語のモットーとその人間理解が採択された。当時は旧ソヴィエト連邦のイデオロギーがそれなりの力をもつていた時代であり、人間性尊重の考え方も個と集団の論理を背景とする限り、プラトーノフ、マスロー、ロロ・メイを引き合いに出すまでもなく、差異の中での合意があつたのは否定できないであろう。ともあれその人間理解のモットーにW・アルノルトは賛成しているように思われる。彼自身の主張はヒューマニズムの心理学の構成にある。その基本となつているものは「人格」であるが、その目的は人間各自の自己実現 (Selbstverwirklichung) への期待である。その考察は(1)人格的充実と開放 (性・愛・自己体験)、(2)自己限定的適応、創造的拡大 (自己表現) および(3)内面的秩序の維持等に及ぶが、それはヒューマニズム実現の可能性を期して行われるものである。このために構想される心理学は個人 (Individuum) の諸機能を完全に理解するものでなければならぬ、即ち個人を統一 (Einheit) としてまた全体 (Ganzheit) として理解することである。というのはこれによって彼の世界に内在する理想や信仰の世界にまで至る深層にあるものが理解されるばかりか、個人的また事物的世界を超えた「人格的な汝の世界 (die Welt des persönlichen Du)」にまで至り得るからである。けだし人間の日常的な生活の世界と経験界にとつて人格的存在、人間の心身状態 (人格的構造) は基本的である。⁽⁶⁰⁾ アルノルトの著書を通して上のようないく図を見ると、そこに示されている特徴的なことは、人間が人間として態度をとる中核に「性格」と「人格」は等置され、同等のものとして扱われ、その能作と対象によつてその表現を異にするのであろう。しかし「汝」に向い「我々」を意識する場合に、兩者が統一的・全體的に把握されているのが分るであろう。このような仕掛けによつて「人格」と「性格」を捉え

なければならぬのは前者であると思う。けだし後者は前者を承けてこそ本来の意味を発現すると考えるからである。へ人格の完成へがあり得るかどうか、教育においてそれが可能であるかどうかは、前者から問うことによつて解答が与えられるからである。

〔一〕「人格の完成」が教育でできるか否かをみる前に、これに對して
立場に立つ代表の一人にゲオルク・ケルシエンシュタイナーをあげる」とい
うができます。彼にあつて教育の目的は「有用な公民（der brauchbare
Staatsbürger）」の育成である。国民の道徳生活を基底として国家諸機関を
道徳的に高めることにより、国家自体の道徳化を高めることである。社
会はこのように道徳的に国家体制が発展してこそ価値ある文化共同体に
形成されていくのであるが、この目標を達成するために要請されるのが
正に「人格の完成（die Vollendung der Persönlichkeit）」であり、その自己実
現が「我独自の理想（die Idealität des Ichs）」である。そして彼によれば、
個々の人格の完成は文化財の枠組の中でのみ達成されるのである。「独
自の文化財を教育を受けている人格に近づけるならば、社会は生徒を固
有の文化財の力をかりて人格の完成を目指して、即ち社会にとつて重要
かつ有用な市民に成長させる」ことができると言ふのである。つまりケ
ルシエンシュタイナーにあつては、「人格の完成」は国家の道徳化によ
る国民形成に関わる理想像であり、しかも教育によつてそれが実現可能
であり得るとする立場が表明されているのである。「人格の完成」によ
つて道徳的、文化的社会の發展を期待するのは、正にカントの「目的的
王国」を前提にしていると言つてよいであろう。逆に言えば、彼にあつ
ては、カントの倫理学を尺度とする故に「人格の完成」はあり得るので

あり、またそれが近代的なドイツの国家建設にとつて不可欠の要件であるようになるのである。

これに対しても「人格の完成」があり得るか否かを問う」とより、「人格」という概念そのものが教育の課題にならないとしたのがマルティン・ブーバーである。彼は「性格教育論（Über Charaktererziehung. 1939）」において、「人格」と「性格」とを分け、教育可能なのは後者であるとする。何故なら本物の教師は、自分が受持つ生徒に単に一定の知識または技能を伝授するのを目的とするような教師とは違って、全人的形成を目的として、生徒の事実と可能性に注目する。その場合、生徒を諸々の能力をもつた一回限りの精神的、肉体的形態としてだけ把握する「人格」としてみるか、それとも個人を本質的統一体と行為や態度の結果との間の連関として把握する「性格」としてみるかによって、生徒認識は根本的に違ってしまう、とブーバーは言うのである。というのは「人格」とは本質的には教師からの影響とは無関係に成長するものであり、「性格」とは生徒の形成（Ausbildung）のために教師が力を注がなければならぬ最大の課題となるものであるからである。「人格」は既に出来上っている状態（Vollendung）にあるものであるが、「性格」は教育に課せられたもの（Aufgabe）である。「人格」は維持、促進すべきものであるが、「性格」は教育の目的とすることができるし、目的としなければならないものである。^[58]このように彼にあっては「人格」と「性格」とは截然と区別されているが、注意すべきことは「人格」の論理がケルシエンシエタイナーの「完成」の理論と全く異なつて使用されているということである。ケルシエンシエタイナーの場合は「人格」は目的としての「完成」であるが、ブーバーの場合はそれは人間の既に備わっている状態での「完成」であるから、可陶冶性、可塑性を信じて教育する対象とはなり

このような自覚において彼は人格的主体であり得るのである。かくて人格について絞上のこととを確認した上で、改めて「人格」とは何かを問い合わせ、「人格の完成」に対する課題に向わなければならない。

四 人格の位置と構造

現実の教育は法と制度としての学校において行われている。日常的現実の出来事でありつつ、常に現実克服と新たな理念設定の中で価値実現に向つて行われる。状況との対応で現実と理念の葛藤が果しなく続き、一境から一境へと展開していく。課題は教育において「人格の完成」が可能か否かを問う。教育の最高法規故わが国の教育の根幹に係る。そのため「人格」の概念を現実と史的な面から思想的に検討したわけである。問題はこれを教育の場で如何に見、如何に解決するかでなければならぬ。そしてこれに一定の解答を与えることにより、その存在論を構成しなければならないのである。

的存在論である。それは所与としての教育的現実を事実として受け止め、これを解釈学的に理解して構造を解明し、そこから教育の課題へ展望を与えることである。従つてそれは基礎構造の徹底的な解明によって、現実に通行している教育を根源的に問い直して概念を再構成するものでなければならぬ。

それを索定する前に最終的に課題としている教育的存在論を構成するための基本的なことについて述べておかなければならない。それは既に述べていることでもあるが、教育的存在論を構成しようとする場合、現実の教育が極めて日常的な生活現実で無反省的に反復されているのが多いのを承認した上で、この生活現実を教育的現実として反省的に取出し、次の次元へ日常の事として手渡すものでなければならない。教育哲学が学として自らの存在理由を確定するのは、単に思弁とか信念とかの領域にとどまることが許されない、実践の領域においてである。しかし誤解してならないのは、教育方法の領域に及ぶというよりは実践を支える論理を与えるということにその場があるということである。これを抑えた上で教育的事実の所与性と課題性に対して哲学的考察を加えるのが教育

は「人格」の意味と所在を解明し、その上で「完成」があるか否かが問われなければならない。「人格の完成」を目指すということを教育的行為の「理念」とする場合、それは明らかに実現可能であるということを教育的行為からに他ならない。しかしそこにその可能性を証明するものは何もない。従つてそれが可能か否かを徹底的に問わなければならぬのである。なぜなら、教育目的的根本的な事柄が不分明であるならば教育 자체万人の「事」として何一つ動かないからである。そのためにくどいようではあるが、前章までにおいて「人格」の意味をトマスまで語源的に溯つて問い合わせ、設問の目安をたてたわけである。そこで明らかになつたのは「人格」が人間の中核に位置するものであると同時に、行為においては対他的な関係をもつているということであった。その中当面先ず問われ

言い表すために与えられているものである (Vgl. la. Qu. 30, art. 4)⁽³⁾。結局例えればソクラテスという場合、彼が手や足や頭をもつてゐる者は表示されても、そのような人間の一部分では決して「ペルソナ」とは言わない、全体として示された時、ソクラテスは「ペルソナ」であるのである。しかもそれは「理性的な自主体 (suppositum rationale)」であるところに本來の意味があるのである。

このように、トマスにおいて「ペルソナ」は最も完全な意味で「自主体 (suppositum)」である。つまり「理性的本性をもつて他と区別された自立的存在 (distinctum subsistens in natura intellectuali)」であり、また「理性的本性をもつてゐる個的実体」であるところである。そして「ペルソナ」が理性的本性をもつて他に属れない自立的存在 (または自主体) であるところは、意識とか自由意志と同じだというのではなく、意識や自由意志の根源的基体であり、それ故に「自我 (我)」であつて、現象的な行為の全ての窮屈的基体として行為する主体であるということになる。ゆとりといふのような意味での「ペルソナ」はトマズムにおいては主に三位一体の神の「位格」の意味であるが、右のようなく角度から見るならば、これを人間の「人格」として考へるとは可能であり、許容されると思つ。トマスは加えて「位格」としての「ペルソナ」は、神に用いられる場合は「本質 (essentia)」と「関係 (relatio)」を表わすと言つてゐる。即ちペルソナは直接には「本質」を示し、間接的には他との「関係」をなすものである。彼によれば、「ペルソナ」が語られるのは「自らによつて一である」 (per se una) として語られるのであるが、この「一」である (unitas) が「本質」を表し、「自らによる (per se)」が「関係」を表しているのである。それ故に「位格」としてのペルソナは「それ自身存在するものとしての関係 (relatio ut subsistens)」を表すも

のである (Vgl. la. Qu. 29, art. 4)⁽⁴⁾。かくて自主体としての「ペルソナ」が「per se una」としてあるのは「自らの行為に対する自主性 (dominium sui actus)」をもつて「働く」 (per se agunt) 存在であるからに他ならぬ (Vgl. la. Qu. 29, art. 1)⁽⁵⁾。トマスにおけるののような「ペルソナ」を「人格」とするとは可能である、つまり「人格」二面性が明確に示されているのがよみとられるであろう。

以上のように「ペルソナ」はボエティウスとトマスにおいては理性的本性をもつて自主的な個的実体であることを中核としながら、理性的存在として自主的に自己の行為を支配することにより対的に「関係」する主体である。この「本質」と「関係」という両面を人間は人格的存在として所有し、存在するのである。またこの自主性において人間はその個体性と本質性の対立を行へる故に、彼は自らを個であると同時に対的に「singularia」として定立する。またこの個体性において人間はその個体性に關係する「人格」としてあらしめることが可能である。トマズムにおいて人間の「人格」は神によつてのみ完全なものになり得るのであるから、「人格の完成」は神においてのみ可能であることが確認されるであろう。そうであるから「人格」は神の世界支配の要件として特立するという自然法思想を必然的に内包するのである。このように見ると、ピコによつて強く主張された人間の「尊厳」とデカルトによつて見出された正に近代的な「我」の自覺などを背景としてカントによつて批判的に確立された「人格」の概念も、既にトマスの神学にはほぼ原型的に形成づくられていたと見るにできるであろう。しかも「人格」は基本的にゼロポイントに自己を統一する中心に、即ち時空の交点の統体としての

最終的に完成するのを至福とする目的論的な倫理学を唱えるものである。神による道徳律の設定と神による人格の完成を希求する立場は、國家を超える法の存在を認めることであり、それは神の世界支配の要件を自然に求める立場である。田中の立場は、(1)にある。そしてこれを突き詰めなければトマス自身の説く神学思想の一環に帰着するであろう。かくて「自然法」の概念を背景にしながら、彼の説く人格=personaについて考察しなければならないであろう。

ところで教父哲学やスコラ哲学では、「ペルソナ」は厳密な意味では近代哲学における「人格」を意味しない。カトリックの神学では、「persona divina」と「persona humana」とは厳密に区別されるべきものであつて、前者は神の「位格」を、後者は人間の「人格」を表わす、従つて两者は同じく「ペルソナ」であつても、同一次元で考えられるものではない。トマスが『神学大全』の第二十九問題以下で課題の中心にしているのは「位格」としてのペルソナであつて、「人格」としてのそれではない。しかし彼が当該箇所の第一項で当代までのペルソナの使用の意味を検討した上で、第二項でペルソナという名称を神に用いてよいかどうかを吟味しているのを見るならば、ペルソナに「人格」の意味を求めるのは可能であるように思われる。

ペルソナについてはトマスはボエティウスの定義に従い、「ペルソナとは理性的本性をもつてゐる個的実体である（Persona est rationalis naturae individua substantia）」)とを認める、その上でペルソナがアリストテレスにおけるギリシャ語の「ヒュポスタシス（hypostasis）」または「第一実体（prima substantia）」に相当するものであるとする（Vgl. Qu. 29, art. 1⁽⁵⁾）。従つて彼においては「ペルソナ」は全て「ヒュポスタシス」であるとするところになると、(5)そして「理性的本性を

「個的実体」としての「ペルソナ」は個（individuum）である故に、自らの中に区別を含まず、他からは区別されて存在するのである。だから「ペルソナ」は如何なる本性（natura）においても、その本性の「区別されているもの」を表示する、例えば人間本性（humana natura）の場合には、人間固体化の根源にあるこれらの肉や骨や魂を表示するのである。もともとのようなものは「ペルソナ」一般の意味の中には属していないとむ、それでいて「人間のペルソナ（persona humana）」の中には属しているものである（Vgl. la, Qu. 29, art. 4⁽⁶⁾）。それ故に人間にとつて「ペルソナ」という名称は、人間といふ概念の共通性（communitas rationis）や「種（species）」というものではなく、「一般的な個（individuum vagum）」としたものである。ところは「人間」とか「動物」とかいう類や種に対する名称は、共通の本性（natura communia）自体を表すために与えられているのであつて、類とか種という名称で示される共通な本性という概念（intentiones）を表すために与えられているものではない。しかし例えば「ある人（quis homo）」といふ場合、「一般的な個」は共通な本性を示しながら、同時に固体に適合する一定の存在の方針である「他者から区別されて独立自存する（sit per se subsistens distinctum ab aliis）」ところ在り方を含んでゐるのである。これに対しても明確に指定された单一者（singularis designatum）の名称は「そのものを他者から区別する限定されたもの（determinatum distinguens）」が示されている。つまり問題なのは「ある人」と「ペルソナ」の相違点である。「ある人」と「ペルソナ」は、本性または個体をその本性の側面から個物に適合する存在の仕方を含めながら言い表されたものである。これに対して「ペルソナ」というのは、個体を本性の側面から言い表されたものではなく、むしろ「そのような本性で自存するもの（res subsistens in talinatura）」を

目的的な尊厳性を見出したのも、ホップズが国家構想の過程で重視した「自然法」の理念を自明のこととして考慮したのを、ロック、ヒューム、ルソーを経ることによってであると考える。つまり「人格」は「自然法」にまで遡り、それとの関係でみなければならないということである。

ホップズは「自然権（ius naturale）」に対する理性的な命令を「自然法（lex naturale）」とみたのである。その考えは同時代のグロティウスが引きづっていた中世の自然法思想を超えるものと言われる。我々が課題としているのは「自然法」の系譜ではなく、教育における「人格」の問題である。というのは教育基本法制定の際、「人間性の開発」か「人格の完成」かの間で第一条の教育目的が二転三転し、最終的には当時学校教育長であった田中耕太郎の意見が決定的な意味をもつていていたからである。⁽⁴⁵⁾もとより法律が個人の意見によつてその制定が左右されるものではないが、当時の精神的状況において「人格」はカント的な意味で希求された概念であると推定されよう。ただ田中にあつてはその要綱案作成当時から「人格の完成」にはカトリック的自然法思想により確乎としたものであつた、彼にあつて教育は真理の尊重と人格の完成を目標として行われなければならぬが、その中核となるのはカトリックの思想である。「カトリックの立場に於ては真理は個人や公衆や人種や民族や国家に従つても異なるものでもない。同時にそれは時代の推移に従つても変遷するものでもない。真理は人間が認識すると否とを問わず炳として厳存する……従つてカトリックの主張する真理は絶対的、客観的、不可変的である」という確信である。⁽⁴⁶⁾この上に立つて彼は教育の最高目的として「人格の完成」を主張するのである。「人格の概念は人間が動物と神との間にの中間的存在であり、自由によつて自己の中にある動物的なものを克服して、神性に接近する使命を担つていることを内容とする。これは真

のヒューマニズムにもとづく人間觀である」と言い「要するに人格の完成は、完成された人格の標的なしには考えられない。そうして完成された人格は、経験的人間には求め得られない。それは結局超人間的世界すなわち宗教に求めるほかはない」と断定する。ここに言う「宗教」とは田中にあつてはカトリックのキリスト教である。その当否は別としても、ここに彼のよつて立つ自然法觀が明確に示されている。「人生及び社会の問題に関して、カトリックの採つてゐる立場は自然法のそれである。自然法とは、客観的な道徳的真理である」と言つてゐるからであるが、ここにホップズが中世を超えたと言われる自然法觀の前提となるカトリックの自然法思想の「人格」觀をみなければならない理由がある。直接的でないにしても不可欠であると考えるからである。

一般に中世の「自然法」は実念論（Realism）の立場をとり、全ゆる人間の意志の上に従うべき最高の原理が存在し、それによつて善悪・正不正が根源的に決定されており、人間の意志によつて左右されないし、國家もまた自己を超える規範（norm）の存在を認め、これに服従しなければならないとする法的立場である。国家は当然この規範自体を創造できるものではなく、それは社会的・文化的に国家に先行して存在するものでなければならない。それ故にこの立場は、国家の命令する規範が全て善かつ正であつて、悪法は存在しないという法実証主義とは根本的に異なる。グロティウスは一応この立場を人間の本性から出発し、法の測源を人間の理性と一致する社会秩序に求めたが、現代における自然法思想の代表はカトリックのそれであり、特に新トマス主義（Neo-Tomism）のそれであろう。それはトマス・アクイナスによつて援用されたアリストテレスの存在論に基づき、三位一体の唯一なる神を中心とした世界觀に立つてカントの義務中心の倫理学に反対し、人格が神の恩寵によつて

しかし「人格」について、これらによつてその基本となるものが二つに分けられることになる。ホップズによれば前者はそれらの言葉や行為が彼自身のものと考えられる場合であり、後者はそれらが何か他の事物の言葉や行為を代表していると考えられる場合である。自然法と國家の間にある「人格」の意味はこのようなものである。彼はこれを語源的に吟味して「「人格」という語はラテン語に由来する、ギリシャ人はこの語のかわりに *prosōpon* という語をもつていたが、それは面 (face) を意味する、これはラテン語の *persona* として舞台の上で見せてくれる、人間の「仮装」や「外觀」を意味し、時にはもつとはつきりと、仮面または覆面のように、顔を仮装するものの部分を意味するのと同じである。そしてこの人格という言葉は舞台から、劇場と同じく法廷でも用いられるようになり、言葉や行為の代表者とみなされるようになつた」と説明している。ペルソナはかくて舞台でも現実生活でもアクターとして同一であり、そこに「人為的人格」として自分自身や他の事物を演じ (*act*)、人々を代表する (*represent*) 時、それは「国家」を意味するであろう。結局彼の場合、「人格」をプロソーポンとペルソナを通して語義的に明らかにするとともに、これによつて「人格」が自然法と国家をつなぐ媒介項であり、かつ自然と人為の両性格をもつてゐるのを示したのは、窮屈において無秩序の象徴である「ビヒモス」を越えて、権力と秩序の象徴である「リヴァイアサン」としてのコモン・ウエルスを構想することを目途としたからに他ならない。従つて「人為的人格」は国家形成の際、仮構的にも設定されなければならない必要条件であるが、「自然的人格」は自然法を法として現実の社会体制の中に実際に生かすための不可欠の必須条件であるということになる。ホップズの「人格」の考え方を右のように見るならば、「人格」は「自然」の下でその本来の意義を実現するものとみる」とができるのである。ただしカントが「人格」の自己

(11)

〔二〕 全て言い尽されたとは言えない。Person に対する「人格」という訳語ではなく「人格」としての Person そのものの言語学的な吟味が必要である。Person, person, personne がラテン語の persona へに由来する」とは哲学辞典的知識またはもしあたり和辻哲郎のエッセイ「面とペルソナ」を参照しただけで済むかもしない。確かに演劇において古典古代には役者はいろいろな仮面 (persona) をつけていろいろな人物を表現した。人は現世にあつては何れかの役を演じて自分の人生を表現していくので、person は仮面から各個人、そして単に人という意味になつた。語義的にはこれがペルゾーンほか現代語における「人格」の基本的な意味であろう。しかし「人格」の概念でペルソナを近代においていち早く吟味した一人はさしあたりホップズではなかろうか。思想史的に下るのであれば当然ロックにまで及ばなければならぬが、課題はそこになく、*「人格」の意味を遡及的に尋ねるところにあるので、この線に沿つて検討するものとする。*

さてホップズが「人格」 (person) について言う場合、二つの事を念頭におかなければならぬ。それは自然法 (the laws of nature) と国家 (common wealth) の概念である。前者は人間の自然状態からの脱出の条件であり、その自然法を具現する「人格」により国家は設立されるのである。従つて「人格」は両者の中間に位置しながら構成的概念の意味をもつことになる。彼はこの「人格」を定義して「人格とは、その言葉や行為が彼自身のものとしてか、それとも真にまたは擬制的に帰属する他人や他の事物の言葉や行為を代表しているものとしてか考えられる人のことである」と言つてゐる。この定義から「人格」は「自然的人格」 (natural person) と「人為的または擬制的人格 (artificial or feigned person)」

己に属するものとして意識しているということであり、その際思惟する存在者である自己がどのような変化の中にあっても常に同一であるということである。そしてこの人格はまた『人間学』においては「人間が我（自我）を表象できるということは、地上に生きている他の一切の生物を越えて無限に人間を高めるということである。これによつて人間は人格であり、人間にどんな変化が押し寄せて来ようとも、意識が統一である故に、同一の人格である。即ち人間は、理性を欠いている動物の類の、自分が思うままに取り扱える事物から地位と尊厳によって完全に区別される生物である」。^[36] 人間が「人格」としてあるのは動物や物件を使役し支配することでのきる地位（Rang）とそれらと決定的に異なる尊嚴（Würde）があるからである。しかもそれは人間が自らを「我」として自覚してあることによる。カントにあつては、人間は近代的な彼の「我」の自覚において「人格」であると同時に、聖書に示された他の被造物と異なりかつそれらを支配する権利を委ねられた存在（創一・26～30、全二・7 参照）である故に、「人格」として絶対的価値があるのである。この近代的理性の所在を確立したデカルトの「我」とピコに代表されるルネサンスの人間観に遡及できる近代ヨーロッパのヒューマニズムが掲げる人間の「尊厳」が統合して「人格」の概念を構成しているのを見ることができる。

人間が人間として自覺的主体である故に尊厳であるのは、彼が動物のように自然法則にのみ繫縛されない自律的な自由な主体であることを意味する。自由であるというのは、一面において可能性をもつ主体であることを示すが、他面においては自己決定をもつ故に道徳的法則を守るべき責任をもつ主体であるということである。この特性の故に人間は他の被造物とは隔絶した「神の似姿」として、他の何ものによつても換え難

い「人格」的存在であるが、これは人間がそれ 자체において如何なるものによつても毀損されない、自己目的的存在であることを示す。そこには「君自身の人格並びに他の全ての人格に例外なく備わっている人間性を常に同時に目的として用い、決して単に手段としてのみ使用しないように行為せよ」という命法が定立されるのである。これについての註釈は必要あるまい。但し二つのことだけは留意しておかなければならぬ。一つは「人格」が存在すること自体、物件に対してつけられる価値（値段）とは異なる絶対的価値をもつこと、即ち理性的存在者は目的的体として存在するが故に失われることのない「尊厳」をもつということである、そして二つ目は「人格」がそのような存在であるから、他者を単に「手段」としてのみに使用してはならないということである。

この二つを簡単にまとめるなら、第一は「人格」それ自体としての意味であり、第二は対他関係での「人格」の意味である。『実践理性批判』でカントは「人格」が尊敬（Achtung）されるのは、義務の意識と道徳法則に対する配慮の二つであると言う。^[38] そしてこれに「君の格率が普遍的」に近代的理性の所在を確立したデカルトの「我」とピコに代表される「自己自身を同時に普遍的自然法則として対象化できるような格率に従つて行為せよ」^[39] という二つの命法を重ねるならば、「人格」が個として特殊でありながら、行為的主体としては普遍であることことが要請されて存在しているのが理解されるであろう。特に後者に関しては、フィヒテの「自我」と「非我」の構造またヘーゲルの「人倫性」の「人間存在の理法へのドイツ觀念論の展開を考慮しても、後にふれるフッサールの現象学における間（相互）主体性、自我と他我、ブーバーの対話的原理における我—汝の関係に配慮しても、現代に通ずる「人格」の概念がカントにおいてその原型となるものをほぼ確立したと言えるであろう。

ルネサンス以降の *homo universalis* としての人間の偉大であろう。これを人間創造の原点から説き起してそれ故にこそ人間が尊厳 (*dignitas*) であると主張したのが、一五世紀ルネサンス人であつたピコ・デラ・ミランドラであった。デカルトと直接の関係がなくても、近代ヒューマニズムの系譜の一環として彼と併せて考へることによつて課題への接近が容易になると思うので瞥見しておく。

ピコによれば、神は人間（アダム）を創つた際、他の被造物の制約とは異なる自由を与えた、そして人間に對して「神である私はお前を天上造した。それはお前が自分でどういう形態をとつても、いわば自分の理解をもつて、また自分の名譽のために、お前の創造者にして形成者となるよう」というためである。お前は墮落して下等な被造物である禽獸になる」ともできる。お前は自分の意思で決定して、より高等な圈、言い換えれば神の圈に再生することもできるのだ」^{〔32〕}と言つたと云う。ここに中世の人間觀には見られない、J・マネッティ、L・ヴァラ、M・フィチノにも共通なルネサンス的人間觀を見る」とができるであろう。特に引用文末尾弋 Poeteris in superiora quae sunt divina ex tui animi sententia regenerari. 人と人間の尊嚴を言つてゐるところは中世の人間觀を超越しただけでなく、後の精神史に対しても不滅の意味をもつてゐるのである。そこに「人間が、被造物のいかなる運命にも満足しないで、自分の本質に帰還して行くならば、精神は神と合一して、万物に超越する父の立ちのぼる一本の「雲の柱」の形であらゆる被造物のうえに聳えるでしよう」^{〔33〕}と言い、更に「彼は天上の被造物であつて、地上の被造物でも天上の被造物でもなくて、人間の肉をまとつて姿を換えた崇高な神的存在です」^{〔34〕}と言ふピコの人間觀の表明の基本的立場がある。人間が他の被造物と異

なつて「考える」存在として自己を定立する前提には、この意味での「崇高な神的存在」としての人間觀があるのである。それ故に彼は他の被造物と隔絶した「尊嚴」をもつてゐるのである。

キリスト教の宗教的權威がルネサンスとはいえ、なお隱然として作用している中、人間が「尊嚴」であるとの表明は、たゞそれが聖書神学との関連で行われようとも、如何に困難かを想像するのは難くない。近代の人間觀に流れしていくモメントは、ピコの偉大さによると同時に、先にも述べたように彼一人のものではなく、共通の思惟が醸成された精神史的土壤に基づくものである。彼の卓越した識見を一つの頂点として内包した束となつて、その後の人間の歴史を貫流していくのである。そこに一七世紀人であるデカルトが *mathesis universalis* を有力な武器として使用しつゝ、コギトする我において近代的な「我」を発見したのは、單に思惟によつて自覺的に存在する「我」というだけでなく、ピコ的な意味での人間の「尊嚴」をもつ「我」を定立したと云つてなければならない。思惟する「我」である人間は「尊嚴」である故に「我」として存在するのである。かくて人間の「尊嚴」と人間の「我」の自覺を統一的に捉えるならば、近世ヒューマニズムの歴史に詳密に配視してその系譜を検討しなければならないが、これは当面の課題ではないので、それらガルソーを媒介してカントに至るとのみ一般的に言つておくにどどめる。注目したいのは人間の尊嚴を「人格」において定立したのがカントであるということである。

カントは『純粹理性批判』においては「人格」を自己統一性の意味において捉え「異なつた時間に數的な自己同一性を意識しているものは、その限りでは人格 (Person) である (A361)^{〔35〕}」と定義している。これは人間が自己自身を意識している全ての時間にあつて、この時間を「」の自

づけ、また時により独我論 (solipsisme) と評する。確かに彼は自分の哲学を構築する際に「四つの規則 (quatre règle)」⁽²⁴⁾をたて、スコラ的繁雜さを止揚し、幾何学的に明晰判明に認識する方法を確立する時、この考へる我に到達したのであるが、このように考へることにおいて存在する我を定立したのを、簡単に「独我論」と現代の水位から制約的に位置づけてよいのであるうか。もう一度彼の哲学への態度、哲学的精神の出发点を確認する必要があるのでないか。彼は『方法敍説』の冒頭で、全ての人に良識 (le bon sens) 即ち理性 (la raison) が公平かつ平等に配分されているが、それは真偽を正しく判断する力であり、これの所有を自覺したのが良い精神 (l'esprit bon) である、しかし大事なことは良い精神を所有しているだけでは不十分であつて、これを十全に活動させることがある、と言つてゐる。中世のスコラ哲学の繁雜な思弁の制約を脱し、哲学を万人の「事」として位置づけようとする氣概がここにはみられるであろう。

ところでプラトンは「大衆は哲学者であり得ない (Φιλόσοφοι πάλεθος ἀδύνατοι εἶναι.)」⁽²⁵⁾と言つたが、これを現代にも通用するものとして、事としたのがマックス・シェーラーである。⁽²⁶⁾確かに大衆は哲学者ではない、エリートこそ哲学者となり、一定の哲學説を制作し、影響を与えていく者かもしれない。また『国家 (ΠΟΛΙΤΕΙΑ)』のみならず『第七書簡 (ΕΠΙ-ΖΤΟΛΗ Ζ)』において、整然とした階層秩序が國家の調和であり正義であるのを、民主制を否定した君主制に求めるべく、哲学者＝支配者を説いたプラトンが、哲学を選良の事としたのは当然の帰結である。しかしここで否定されたプレートスがピロソポスであることはあり得ないのであらうか。一般の人々をプレートスまたはメンゲとして括る時、そこに

は選良志向の知的偏見が左右しているのを見ないわけにはいかない。これに對してパスカルによつて神なしですませたため無益で不確實、従つて許せないと言われたデカルトは、人間を基準として全てを発想する故に、少くとも大衆を直ちに否定するようなことは言わない。彼の思惟の前提である「良識」または「理性」と言われるものは、「全ての人にとって生れながらにして平等である (est naturellement égale en tous les hommes.)」⁽²⁹⁾ということである。そしてこれをみる限り、彼にあつては直接的に大衆は哲学者になり得ないということはない。むしろ万人の「事」としてボン・サンスが考えられてゐるから、哲学もまた万人の「事」であるのは当然である。従つて彼のコギトによる近代的な「我」の發見は、単に生れながらのエリートのためのものではなく、理性の使い方如何によつては、万人共有の事柄となるものである。コギトはかくて全ての人の課題でもある。人間はそれ故に「良い精神」の行為者でなければならないのである。このようにみると、コギト自体を万人の「事」と措定するデカルトの哲学は、後の哲学上の進展からの命名である「独我論」という一語で一蹴するわけにはいかないであろう。Die Menge wird niemals Philosoph sein.⁽²⁷⁾であるから哲学はエリートの為す事としたのがマックス・シェーラーである。⁽²⁸⁾確かに大衆は哲学者ではない、エリートこそ哲学者となり、一定の哲學説を制作し、影響を与えていく者かもしれない。また『国家 (ΠΟΛΙΤΕΙΑ)』のみならず『第七書簡 (ΕΠΙ-ΖΤΟΛΗ Ζ)』において、整然とした階層秩序が國家の調和であり正義であるのを、民主制を否定した君主制に求めるべく、哲学者＝支配者を説いたプレートスが、哲学を選良の事としたのは当然の帰結である。しかしここで否定されたプレートスがピロソポスであることはあり得ないのであらうか。一般の人々をプレートスまたはメンゲとして括る時、そこに

の点は論理上ゆるがせにできないところであるが、これについて森は「いさまでなく『人格の完成』は、人間にとつて完全には実現できないう理想なのであるから、むしろ、それを理想として努力することに、人間の課題があるとみるべきであろう。現代の教育も、人格の完成を志向しつつ、人間の人格的形成を中心の課題としておこなわなければならぬ」⁽²⁾と言う。ここに生成論を背後にした「人格の完成」に対する基本的見解が述べられている。

かくて以上のような森の所説をまとめて言えば、彼は(1)彼自身の学説としての人間生成論を軸として「人格の完成」を検討する、(2)その際人格が「完成」するということを「実現できない理想」として留保し、(3)「人格の完成」を「人格的形成」と置換するとともに(4)それを「单一かつ包括的な人間像」として「全体的発達」を目指さなければならないものと措定する、(5)よつてこのことは結局人格的形成が教育の中心課題であるということになる。従つて森の場合は、「人格の完成」の完全な実現はできないとしても、教育の努力目標の理想としてはこれを肯定した

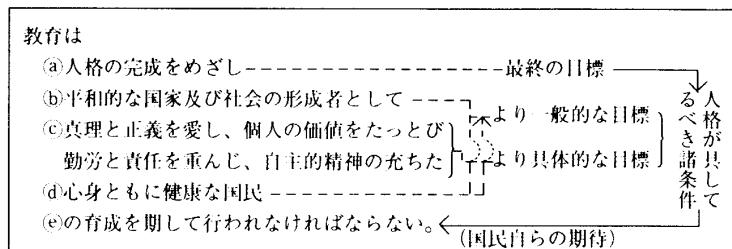
上で「人格的形成」と読み換えて、「人間像」の実現を目処としていることが分る。彼なりにある程度の説得力ある筆致でその論証も行つてゐるが、ここでは見る必要がない。なぜなら彼の場合も直接に「人格」の可陶冶性が前提となつており、本項で取上げた教育学者たちの所説と基本的には同断であるからである。

しかしその他のものと併せてこれらを見て二つの点で訛然としないものが残るのは否定できない。一つは「人格の完成」を教育の目的として自明であるとしたシエーマ的解説が何らかの疑念もなく提示されるといふこと、もう一つは修正乃至補足的解釈が行われていても「人格の完成」 자체の吟味が曖昧であるということである。前者の無邪気さについては

学以前の事としてネグレクトも可能であるが、後者については対論を提示しているだけに、その不十分さは責められなければならないようと思われる。問題は、「人格」が教育の対象となり得るか、また「人格の完成」が教育でできるのか、ということである。わが国にあってこれが教育の最高目的として規定されているからである。前記のように森の場合は一応彼なりの論理で回答を出しているが、十分とは言えない、その他ものは前提となる人格観さえ不分明である。要は教育で「人格の完成」ができるかどうかであり、できるというのなら、できるという明確な論証を、できないというのであるならば、できないという、はつきりした論証を提示すべきである、そしてこの上から自らの結論を提出すべきである。これが明確でないならいすれの所論も不毛であり、意味がない。私自身の考えを明確に示すためにもこれらを考慮した上で、改めて「人格」とは何かを問い合わせ、それに接続させる方向をとらなければならない。

三 人格の意味

[一] デカルトは『省察』のIIで「アルキメデスは地球全体をその場所から他の場所へ動かすために、確固不動の一点だけを求めた。そこで私も、たとえどんなに小さかろうと、確実で搖がないものを見出すならば、希望を高く持つてもよいであろう」と言つた。*une chose qui soit certaine et indubitable.*」⁽²³⁾そ彼の堅固で確実な哲学の第一原理 (*le premier principe de la philosophie*) となつた「私は考える、だから私はある (cogite, ergo sum, ou je pense donc je suis)」⁽²⁴⁾という真理であった。周知のように疑いつくして、疑い得ないものは疑つてはいる自己である。懷疑する自我、コギトする我の発見こそ、アルキメデスの支点となつて近代の哲学の扉を開いたのである。人は彼の哲学を大陸理性論の濫觴と位置

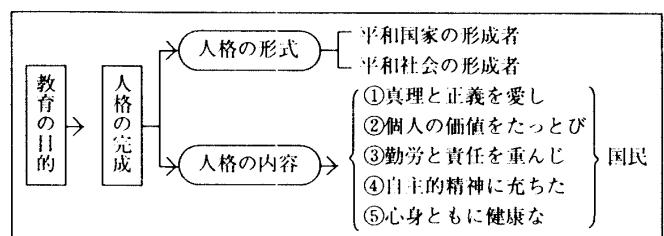


間像⁽¹⁵⁾」を言い表したものと捉えている。彼は「人格の完成」ということを字面ばかりで意味内容を詮索するよりも、むしろ実際の都会とか山村とかといった具体的な教育の場で、「人間像」をどのように実現するかが大事であると言⁽¹⁶⁾い。「教育の現実における人間像」の項を設け、これを詳述しているのは、他の多くの『教育原理』関係のテキストにみられない特徴として評価できる。とともにこれらからもほぼ明らかであるよう⁽¹⁷⁾に、海後は「人格の完成」を「人間像」の形成と読み換えることによつて、自説の教育目的論に組込んだと言つてよいであろう。

同じく教育基本法の教育目標を人間像の問題と捉えながら、教育哲学的に最も厳密に考察し、独自の学説を提出したのが森昭である。彼は「少くとも公教育機関で青少年の教育に従事する大多数の人々は、現在も教育基本法を支持している。しかし多くの人は、“建前”としてそれを支持するにとどまるかのようである。少くとも、そこに表明された諸価値と人間像が、どこまで各自の信念として“内面化”され、“人格化”されているか疑わしい。大多数の教育者は、最終の教育目標ないし長期の目標については確信がもてず、むしろ深い混迷の中にあるのではないかとさえ思われる」と言つてゐるが、文中の「教育者」に「教育学者」「教育学研究者」も含まれていると考えられるので、その学的自負心が垣間見られるであろう。彼はまず第一条の法文を五つの文節にその構造連関を分析する。便宜的に図式化すれば上のようになるであろう。彼は「人格の完成」を

教育の最終目標として、人格が具備すべき諸条件の育成を国民自らが実現すべきものであるとみるのである。この条文に対する見方、ウエイトのおき方も人により、年代的にも相違することを洞察した上で森は自らの視点から批判的に考察する。彼は自己の教育哲学を独自の「人間生成論」から構築する。その立場から教育が最終的に求める新しい「人間像」を要請するのである。彼は、現代の教育者は個々の知識・技能・態度の形成についてはいちじるしく積極的で、具体的な目標の追求には極めて熱心であるが、最終的に如何なる人をつくるべきであるかについては明確なイメージと内的な確信がなく、従つて理想的人間像をもつていて、と痛烈に批判する⁽¹⁸⁾。そして「单一かつ包括的な人間像」を探究することが今日の課題であるとする。

森はこれを「全体的発達」と捉え、近代から現代に至るまでの社会的変化との対応で教育史的にたどり、類型論的に考察した上で、今日の教育の課題との関わりで、「人格」の問題に言及する。彼はその際「人格」の語義を古典語に遡つて検討した上で、現代の人間科学と哲学を基にして、人格=人となり=パースナリティと捉える。そして「[人格は]人が人となる歩みによってなりしもの、否、みずからかたちづくりしもの（現在完了態）であるが、人格はまた、その人がこれからどのようなことをするか、そして、どのような人となる歩みをすすめてゆくかを決めるもとになる傾向ないし特徴である。むしろ教育の視点からいえば、未来に関わるこの面にこそ注目しなければならない。昔から人格の形成なし完成が、教育の重要な課題とされ、しばしば中心的な課題とされたゆえんはここにある」。この文章には二つの「事」が思想としてこめられている。一つは彼の「生成」の論理があるということ、もう一つは人格の「完成」を「形成」の論理に置換しているということである。こ



の二つが目指されているが、第一条においては「人格の完成」一つにしほられている。結局「文化の創造」ということは「人格の完成」を待たねばならない、ということである^[12]と言っているが、ここでは教育は人間形成という人格の形式と文化の創造のために（即ち教育の目的充足のために）、人格の完成が必要条件となるのである。そこには一点の疑義もない。自明とする論理である。しかし、「人格の完成」の条件として人格の「形式」と「内容」を図のようにくくつただけで済むものであろうか。表層的理説は可能であっても、その構造を吟味するとなれば、これは極めて安易な表示にとどまるにすぎないのである。

これに對して前者から後者への中間に位置するものとしては稻富栄次郎の考え方がある。彼は「人格の完成」を教育基本法の中心問題ととりつても言語上の不整合を指摘した上で、人は生れた瞬間、すでに完全に「人格」の主体であるという立場をとつて、人格の完成説をそのままでは認めない。そして人間の形式的な面を「人格」（Person）¹³、内容的な面を「人格性」（Persönlichkeit）¹⁴ととつてこれに答える。即ち彼によれば、「人格」として人間は主体であり、その価値は万人平等である。しかしこれを内容的な「人格性」の側面から見るならば、万人未完成であり、各人不平等なものである。「人格」は各人それぞれに天与のものであつて、人間の力では如何ともできないが「人格性」を完成するのは人間の力によるのであり、特にそれは教育の任務でなければならない。かくて人間各人にとつて個人的、社会的に「この天賦の

能力を最大限にまで發揮せしめることが、すなわち人格性の完成であり、人格性の完成を達成せしめるものが、教育の働きである。しかして教育によつて人格の内容、すなわち人格性を完成する道は、ギリシャ人が説いたように、人間天賦の素質を全的・調和的に發揮せしめ、天賦の素質を最大限まで發揮することに他ならないから、人格はそれ自身尊いものであつても、その人格性を完成することによつて、形式、内容ともに間然する所のないものとなる^[15]のである。つまり彼は「人格」ではなく「人格性」の完成説をとるのである。それはペルゾーンに内在する精神的なものを重視するからであろうが、人間の形式と内容の概念についてはギリシャ以来のヨーロッパ哲学の伝統に基づいての立論である。確かに片山よりは厳密であると言えるであろう。しかし彼は自己の哲学に基づいて人格を人格性として捉え直すことにより「人格の完成」を肯定しているのであるが、そこに具体性はない。故に極めて観念論的である。

以上に對して後者の例としては、さしづめ海後宗臣の所説が妥当であろう。彼は教育基本法第一条の「平和的な国家及び云々」以下の価値内容を強調して次のように言う、「このような資質をもつた形成者をつくることに教育目標がおかれてゐるのであつて、これらの性格が立派に備えられるためには、人格の完成がめざされていなければならない」として、この要望を最初にとくに強調して示してある^[16]。彼は「人格の完成」が可能かどうかについては全く言及していない。海後は実質面での「人格」に力点をおくよりも、むしろ「人格」を教育の対象とするのではなく、形式として人間が具有している諸資質を形成することに注目しているようである。つまり「性格教育」的側面を強調しているように思われるのである。しかも彼はこの条項がその他一切の教育法の目標の帰着する原点であることを説くとともに、これが教育全般の基礎としての「人

發展せしめ、個人をそれぞれの能力に応じて、なるべく完全ならしめる「ことである」と言い、またこれを調和的に發展させることだと言つている。ここに言う人間の「諸特性、諸能力」とはどのようなものかについては何の説明もない、従つてそれを發展させるといつても具体性に乏しく抽象的でしかない。そればかりか「完成」を「完全」に置換して「なるべく」を補つてはいるのは、「完成」が不可であると自ら論理の矛盾をおかしている。しかも更に問題を孕むのは追打ちをかけるように、前記のように言いながら「人格には向上」ということはあっても完成ということはないという反対論があるかもしれない。「人格の完成」をめざすのであるから、その過程においては人格の向上と同じことになるであろう⁽¹⁰⁾。また「人のあるべき姿を前提とし、それをめざして進まなければならぬ」という意味で、人格の完成とされたものと考えられる⁽¹¹⁾と言つてはいる。
 完成を過程を媒介にしながら「向上」と同一視までして正論化しようとするのは、そうしなければならないといった敗戦後の精神構造のいじらしさを見せつけられる思いがするが、「人のあるべき姿」を前提とした極めて観念的な「完成」の論理でしかない。カントの「目的の王国」にも似た理念であるが、結局実現不可能な要請であることを自ら曝露したものとでも言うべきものであろう。それはかの混乱期における理想提示であり、文部省見解への論理的補強であつても、前提の吟味を欠く故に観念的言辞の羅列に終つてはいる。

その後教育基本法についての研究が多々行われたが、体系的なものとしては田中耕太郎の『教育基本法の論理』（有斐閣・昭36）が、制定当事者の研究であるだけに、その自然法思想とともに注目しなければならない。そしてこれとの対応で、田中の研究書が刊行された年の六月に雑誌『世界』に掲載された務台理作の「民主主義教育の理念——教育基本法の開発』に対する所見と「人格の完成」説との差異を批判的に明確に述べているからである。田中、務台の学説について、またその比較考察等については重要であるので当然検討しなければならないが、先にも述べたように、成立当時の事情とともに別に考察されるべき事柄である。ここでは必要に応じみていくものとする。その後宗像誠也編の共同研究『教育基本法』（新評論・昭41）や杉原誠四郎の『教育基本法その制定過程と解釈』（協同・昭47）、同じく『教育基本法の成立』（日本評論、一九八三）等の研究がみられる。これらは他の個別研究と同じように研究書であつて、『教育原理』のテキストそのものではない。戦後教育の一般風潮の中で、教職教養の『教育原理』において「人格の完成」は何ら疑われることなく自明であるかの如く取扱われてきたようと思われる。それが全面的に肯定して最高価値として説く立場があつたであろう。一つはこの場合当然ではあるが取扱いに二つの立場があり、もう一つは「人格の完成」を教育のあるべき理想としては肯定しても、現実の問題としては留保的立場をとり、一種の読み換え作業を行つて、この目的に近似したものを設定する立場である。今のところ厳密にこれを否定する第三の立場はない。

先にも述べたように当該教科のテキストの多くは共同・分担執筆が主であるので、右を検討するには不適当である。そこで前述のような基準でみるとすると多少古くはあるが、個性的故比較可能なテキストについてしていくものとする。さて前者に属するものとしては片山清一らの解釈がある。第一条を左上図のように図式化して統一的に「人格の完成」が把握できるようにしてはいる。凡そ肯定的理解の標準的な図示と言えよう。片山は「教育基本法前文においては、「人間の育成」と「文化の創造」

で、これについては必要最小限にとどめる。但し「人間性の開発」を支持した務台理作の説と「人格の完成」をとった田中耕太郎の説については、別に比較研究すべき課題であるが、十分に配慮されなければならない。当面の問題は、法文化までの経緯はどうあれ、一旦決定した後、これについての徹底的な考察と評価がなされたか否かである。昭和二十二（一九四七）年三月三十一日本法公布後今日に至るまで、わが国教育の規準として殆ど無批判的にその座を占めてきたのではないか。今日まで教員養成のためのテキストとして夥しいまでの『教育学』や『教育原理』が刊行されてきたが、これを精査したたらある種の解答が得られるであろう。しかしここではそれは不可能なので、限定的にこれを考察し、一定の目処を与えるものとする。そのためには現行多くみられる共著、分担執筆形式のものではなく、個人の責任において全項目執筆された若干の『教育原理』を中心に検討するものとする（但しこの際二名の共著、眞の意味での研究形式のものは例外とする）。その前提として制定当事者である文部省の当時の見解（定義）をみておかなければならない。

文部省は昭和二十二（一九四七）年五月三日付で文部省訓令「教育基本法制定の要旨」を公布した。そこでは「人格の完成」を定義して「人格の完成とは、個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめることである」と規定している。⁽⁵⁾また別の文書では「人格とは人間の諸性質、諸能力、諸要求の統一、調和のすがたである。人間の諸能力は常に発展してやまないものであるから、それらの開発、発展、調和、統一が完成である。教育はかかる「人格の完成をめざす」ものでなくてはならぬ」と言い、その前提に「人格の基礎として個人のうちにやどる無限の価値とその尊さに対する認識に出発しなければならない」⁽⁶⁾とあるのを強調している。い

ま両文を統合してみると、基準となっている人間觀が近代的人間觀の大成としてのカントの人間觀であると推定されるであろう。しかしこに要請されている「人格」はただちにそれと同定できるであろうか。諸々の性質、能力、要求が統一、調和したものと「人格」というなら、その具体的なものはどんなものであろうか。またもしそれらが統一も調和もせず、更にそれらの徳目の中の一つでも欠いたら「人格」というものはないのであろうか。しかも人間のあらゆる能力をできる限り調和的に発展させ、これらの開発・発展・調和・統一を「人格の完成」というが、こうすることが直接「完成」という概念にあてはまるであろうか。そんなことは一体可能であろうか。しかも教育にあつては、端的に言うなら、これは「人格」の定義にはなっていない。あまつさえ「人格の完成」の説明にもなっていない。両者とも論理的には不透明である。

わが国の教育の最終目的の規定が、人類普遍の原理である民主制を推進する崇高な理念として揚げられたまま、今日まで反省的に問われずにきたことは、教育全体のあり方に関わる問題である。ここに右の文部省の見解を念頭におきながらこれらを検討しなければならない理由がある。さて教育基本法公布後これに対する全般的な詳細な解説は、辻田力、田中二郎らを中心とした教育法令研究会によつてまとめられた『教育基本法の解説』（国立書院・昭22）を嚆矢とするであろう。「人格の完成」については、先の文部省見解に沿つて更に詳しく、「人格」を「自己意識の統一性又は自己決定性をもつて統一された人間の諸特性、諸能力といふことができよう」と定義し、この人格の「完成」を「これらの人間の諸特性、諸能力をその完全、即ちそれがあらねばならない状態にまで持ちきたすことであり、更にこの人間の諸特性、諸能力をその内容の全方向に——しかも各方面が統一と絶えざる連絡とを保持しながら——

人間が人間として出生し、発達し、成熟しそして充実していくことであり、教育という作用を通して自律的・主体的人間に自覚的に在るようになることを意味する。そして彼が自覺的に在るというのは、人間が生物上単に人科動物の「ヒト（homo）」として在ることではなく、人間としての「人（person）」としてあることであり、自らを自己自身として認識していることを意味する。彼はかくて人間として個的実存性を表わし、人間としては社会的共同性を具現する存在である。人間がこの両面を統合した存在として主体的に自己を自覺する時、その統覚として存在の中核にあるものは「人格（personality, Persönlichkeit, personnalité）」である。けだし人間が人間として具体的にある所以は、彼が「人格」を所持しているということである。カントが教育において人間が「人間になる」というのは、「」の「人格」との関わりで行われることに他ならない。とするならばここで課題とする「人格」を教育の事実において、どのように見、どのように位置づけるかが問われなければならぬし、学としての構成もここから始まらなければならない。そのための事例検証としてわが国の現行の教育において「人格」がどのように位置づけられ、取扱われているかをみなければならない。言うまでもなく、それは教育基本法第一条（教育の目的）に記されている。

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

ここで教育の目的は「人格の完成をめざし……国民の育成」を行うも

のとなるであろう。表現の仕方はともあれ、憲法の趣旨に従い、民主教育実践のために、個としての人格から集団としての国民を育成するといふのは、その精神に叶つたことであり、些かも否とするものではない。問題は「人格の完成」の意味内容である。「人格」とは何か、これに対する一定の釈義が与えられた上で、教育によつて「人格の完成」はあるを得るのか否かを問うことでなければならない。けだしこれらに対しても回答が与えられなければ、わが国の教育目的は崩壊し、強いては民主教育と云われる現行教育を不透明にし（現実にはその通りであるが）、否定の論理の横行を招きかねないことになろう。従つて「人格」の概念を吟味し、「人格の完成」が教育において可能か否かを論証することは、必然的にわが国の教育目的の真偽に關わるので、避けるわけにはいかない。課題は「人格の完成」を批判的に検証し、その可能性を見極めつつ、教育の「存在論」を構築するにあるが、それは日本の教育現実からの構想である限り、特殊を通しての普遍という性格をもつ。

かくて以下においては、教育基本法の「人格の完成」について検討して、それが可能か否かの方向づけを行い、これによつて改めて「人格」の意味内容を吟味する。そしてこれに基づいて私の考える「人格」の構造を提示し、課題に答え、そこから先に述べた各項を考察していくものとする。

二 「人格の完成」諸説の検討

現行教育基本法第一条の目的規定が確定するまで、当該部分が「人格の完成」と「人間性の開発」の間で激しく揺れ、最終的に前者に決定したことについては当時の資料、当事者の見解や研究書等に明らかである。⁽¹⁾ 課題は成立事情に主眼をおくものではなく、確定した法文自体にあるの

教育と人格

—教育的存在論（其の一）—

昭 藤 齋

Erziehung und Persönlichkeit

—Pädagogische Ontologie (der Erste Teil)—

Akira Saito

—はじめに

一九九七年本学紀要第三十三集に私は「教育と自然」を寄稿した。副題が「教育哲学構成の基礎（其の一）」とあるように、今後「科学」「宗教」と体系的に考察される課題の一つの解明であった。本論の中では「自然」との対応で人間が語られ、その統覚としての「人格」にふれた。しかし概要は述べても、私自身の「人格」観についての言及はなかつた。これについては別に教育的存在論において考察されている。そこでは人格、時間、空間、他者、言語、場所、現象が考察されているが、その中の「人格」については先の論文の註（5）に出典を明らかにしたが、三論文とも「人格」については不備である。そこでこれらを統合して「人格」についての決定稿としたのが本論文である。『教育的存

在論の探求—教育哲学敍説』（仮題）の第一章となるものである。

一般に教育哲学は問われなければならない眼前の教育現実と対決し、その基本構造を人間の生成から形成という課題性において捉え、これを解明し、未来展望を与えるものと云われる。そこに行われる哲学的営為は根源的・全体的把握であり、普遍的なものへの志向である。というのは教育諸科学が教育を行われている日常的現実を経験的事実として捉え、そこに働いている因果関係の法則性を見出すのを任務としているのに対しても、教育哲学はこれらの諸科学を基礎づけるとともに、見通しを与えるものでなければならない。それは多様に分化している教育諸科学とその研究の成果を全体的・統一的に統合し、教育実践に対して全体的・窮屈的理念と方向性を与えるという課題をもつてゐるからに他ならない。⁽¹⁾私はこれを抽象化から解放するため、敢て教育現実における日常的常識批判による新たな、より健全な常識の構成という表現をとつたが、それは教育が形成作用という時空統合における具体的局面を担つてゐるからである。これを実現するためには必然的に人間自体の存在論的な全體的・統合的把握が前提として要請されることになる。それは端的に教育的人間学の設定である。このためにはある一定の操作の中核となるものの提示がなければならない。

教育的みて人間が他の動物と比較して、教育を必要とする動物（animal educandum）であり、教育可能な動物（animal educable）と言われるものは、畢竟教育を欠いては人間は人間としてあることができない（「人間」）ことに他ならない。それは単に個としての人間だけではなく、社会的共同存在であることを内包した人間である。平凡ではあるがよく引照されるカントの「人間は教育を必要とする唯一の生物である」というのと「人間は教育によつてのみ人間になることができる」というのも右と対応する。この中に課題解明の手懸りがある。即ち「人間になる」とは